

株式会社 **クラブメッド**

海外旅行条件書

海外ツアーのご案内とご注意

# クラブメッド海外旅行条件書

# お申し込みの前に必ずお読みください

## 1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書はパンフレットとあわせて旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、戦国クラブメッド(国土交通大臣登録旅行業第536号以下「当社」といいます)が企画実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受け、当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

## 3 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社」といいます)にて所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。

区分	申込金(お1人様)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- (2)当社は電話等の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受けつけることがあります。この場合、契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、郵便またはファクシミリで受申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社からお客様の旅行契約を承諾する通知を提出したときに成立いたします。
- (4)当社は、団体、グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)クラブメッドに未入会の方は会員になっていただきます。ご旅行ご予約時に手続きをお願いします。  
入会金:大人3,000円/子供(4-11歳)1,500円(初回のみお支払いいただきます)  
年会費:大人3,000円/子供(4-11歳)1,500円(ご旅行のご予約成立日より1年間有効)4歳未満のお子様に入会金・年会費は無料です。  
会員登録に必要になりますので、ご旅行のご予約時に氏名(スポーツ表記のもの)・生年月日・ご住所をお知らせください。  
既に入会済みのお支払いいただいている方で、年会費の有効期間外にご旅行をお申し込みの際には、改めて年会費をお支払いいただきます。
- (6)お申し込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がウエイティング状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様をウエイティングのお客様として登録し、予約可能なよう手配努力することがあります。この場合でも当社からは申込金を申し受けます。この場合、ウエイティングコースの契約成立の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前に、お客様よりウエイティング登録の解除の申し出があった場合、または、お待ちいただける期限まで結果として予約ができなかった場合は、当社には当該申込金を全額払い戻します。

## 4 お申し込み条件

- (1)20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要で、15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。75歳以上の方は「健康アンケート」の提出をお願いします。場合によってはご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行等を条件とすることがあります。
- (2)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中など特別な配慮を必要とする方はその旨予約時にお申し出ください。当社は可能なかつ合理的な範囲内でこれに応じます。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中の方は「お伺い書」の提出をお願いします。また、医師の健康診断書を提出していただく場合があります。旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者・同伴者の同行を条件とさせていただきます。お申し込みをお断りする場合があります。
- (3)特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4)当社は、本項(1)②(3)の場合で、お申し込みをお断りさせていただく場合や、同伴者の同行等を条件とさせていただく場合、(1)①はお申し込みの日から、(2)はお申し込みの日から、それぞれ原則として、1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (7)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

## 5 契約書面と最終日程表の交付

- (1)当社は、旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を宛する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします(原則として旅行開始日の2週間前から7日前)はお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間隔にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 7 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス追加代金として表示した金額(マイリス割引代金として表示した金額)をいいます。この合計金額は、第3項の「申込金」、第15項(1)の①の「取消料」、第15項(1)の②の①の「予約料」、及び第24項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 8 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します)。
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間。ただし、旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます)。
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料等)。
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特別記載の記載がない限り、バスまたはシャワー付きの2人部屋を大人2人で利用することを基準としています)。
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金(パンフレットに記載されている無料でご提供される飲み物以外の飲み物代は含まれません)。
- (6)手荷物の運搬料金  
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用の等級や生じ方によって異なる場合がございます)は係員におたすねください。また、一部空港・駅・ホテルではボーターがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- (7)旅行日程中の空港税等(別途、お客様にご負担いただく旨の記載がある場合を除きます)。
- (8)添乗員付きコースの添乗員の同行費用。  
上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 9 旅行代金に含まれないもの

- 前項8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に列挙いたします。
- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
  - (2)クリーニング料、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップその他追加飲食費個人の娯楽の諸費用及びそれに伴うサービス料。
  - (3)渡航手続関係費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続取扱料金)。
  - (4)ご希望の多参加用おジョイントツアー(別添資料の小旅行代金)。
  - (5)日本国内の空港施設使用料。
  - (6)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油チャージ)。
  - (7)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。

## 10 追加代金と割引代金

- (1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)。  
①お1人様屋を使用される場合の追加代金。  
②コネクティングルームを使用される場合の追加代金。  
③ご利用になられるクラブメッドの部屋タイプによる追加代金。  
④「パンフレット」等で当社が「宿泊プラン」「ディユースプラン」と称するクラブメッド以外のホテルに要する追加代金。  
⑤「パンフレット」等で当社が「延泊プラン」と称するクラブメッド等の宿泊延長のための追加代金。  
⑥「パンフレット」等で当社が「ビジネス・フースクラ追加代金」等と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額。  
⑦その他「パンフレット」等で「追加代金」と称するもの。
- (2)第7項でいう「割引代金」は、「パンフレット」等で「〇〇割引代金」等と称するものをいいます。

## 11 渡航手続き

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書の渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社には所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部を行っていただきます。この場合、当社にはお客様ご自身起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

## 12 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与しないうる事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由と因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

## 13 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改定される場合においては、当社はその改定金額の範囲内で旅行代金の額を変更いたします。
  - (2)当社は本項1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にご通知いたします。
  - (3)当社は本項1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、その減少額が旅行代金を減額します。
  - (4)当社は、前項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少を伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの)を除き、変更されたときは、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
  - (5)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によりその当社の責任で変更しないときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 14 お客様の交替

お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料としてお1人様1件につき10,000円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった権利を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社が交替をお断りする場合があります。

## 15 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前  
①お客様の解除権・払戻し  
②お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

### パッケージプラン及びフェリーパッケージの場合

旅行契約の解除期日	取消料(お1人様)	
	ピーク時期に旅行を開始する場合	ピーク時期以外に旅行を開始する場合
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日より31日目に当たる日まで	旅行代金の10%(ただし最高5万円まで)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日より31日目に当たる日まで	旅行代金の10%(ただし最高5万円まで)	
旅行開始日の前々日から前日まで	旅行代金の30%	
旅行開始当日	旅行代金の50%	
旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の100%	

注:ピーク時期は4月27日~5月6日、7月20日~8月31日、12月20日~1月7日とします。

### 宿泊プランの場合

旅行契約の解除日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より旅行開始日の前日まで	旅行代金の20%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の100%

- (2)お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。  
①第12項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の別表左欄に掲げるものまたはその他の重要なものである場合に限ります。  
②第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。  
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。  
④当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。  
⑤当社の責に帰すべき事由により「パンフレット」に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。  
⑥当社は「本項(1)の①の(イ)」により旅行契約が解除されたときは、既に取受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また「本項(1)の①の(イ)」により旅行契約が解除されたときは、既に取受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

- (2)当社の解除権・払戻し  
①お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①の(イ)に規定する取消料と同額の予約料をお支払いいただきます。  
(イ)次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。  
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。  
②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。  
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお認められたとき。  
④お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超えた負担を求めたとき。  
⑤お客様の人数が「パンフレット」に記載した最少乗員数に満たないとき。この場合は、4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/17に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前に、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より前日の日数にのぼって23日目に当たる日より前に旅行中止のご通知をいたします。  
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあるとき。  
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生しないうる事由が生じた場合において「パンフレット」に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがあるとき。  
⑧当社は「本項(1)の①の(イ)」により旅行契約を解除したときは、すでに取受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

### (2)旅行開始後

- ①お客様の解除権・払戻し  
②お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。  
(イ)旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取り消しの料を支払うことなく当該提供を受けられない旅行サービス提供にかかわる費用を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分を払い戻します。  
③当社の解除権・払戻し  
(イ)旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。  
④お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。  
⑤お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わぬ、添乗員等又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。  
⑥天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生しないうる事由により旅行の継続が不可能になったとき。  
(イ)解除の効果及び払戻し  
本項(2)の(イ)に記載した事由で旅行契約の解除が行われたときは、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いまたはこれら支払うべき取り消し料・違約金その他の名目により発生する費用を差し引いて当社が旅行契約を解除したとき、お客様のお求めに応じてお客様のご負担ご負担に帰するに必要の手配をいたします。  
(ロ)当社が本項(2)の(イ)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 16 旅行代金の払戻の時期

当社は、「第13項(3)④(イ)」の規定により旅行代金を減額した場合又は「第15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」でお客様に対し払い戻すべき金

額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては「パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から30日以内に、お客様に対し当該金額を払いもどします。

## 17 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18 添乗員

- ①添乗員の同行する有無は「パンフレット」に明示いたします。
- ②添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、また同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。
- ③添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- ④添乗員の業務は原則として08:00から20:00までといたします。

## 19 当社の責任

- ①当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といえます）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- ②お客様が次に列示するような事由により、損害を被られた場合においては、当社は本項①の責任を負いません。ただし、当社あるいは当社の手配代行者の過失が証明されたときはこの限りではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ②運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ③官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - ④自由行動中の事故
  - ⑤飲食中毒
  - ⑥盗難
  - ⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮
- ③手荷物について生じた本項1の損害規定につきましても、本項1の規定にかかわらず損害発生の日から起算してさかのぼって21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、お1人様につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）を限度として賠償いたします。

## 20 お客様の保護

当社はお客様が疾病、傷害等により、保護が必要と認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。当該措置に要した費用は、お客様にお支払いいただきます（当社の責に帰すべき事由によるものを除く）。

## 21 特別補償

- ①当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4〜40万円、通院見舞金として通院日数により2〜10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について、特別補償規定に基づく補償金及び見舞金の支払いを行いません。なお、「企画旅行参加中」とは、出発空港での受付終了時又は、搭乗手続き完了時から最後の運送機関等で乗客のみが入場できる区域からの退場時までをいいます。
- ②前①の損害については当社が第21項①の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき前①の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- ③前②に規定する場合において、前①の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第21項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前②の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む）に相当する額だけ減額します。
- ④お客様が企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規定」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は前①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- ⑤当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- ⑥当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン・航空券・パスポート・コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品のほか、以下に定めるものも補償対象除外品とさせていただきます。

宝石・貴金属類（ただし、原則的に腕時計・眼鏡等のうち日常で実用的に使用されているものを除きます）、パンフレット及びこれらの付属品、各種データ・運転免許証、査証、預金証書又は貯金証書（通帳及び現金自動支払機用カードを含みます）その他これらに準ずるもの。

- ⑦補償対象品の置き忘れ又は紛失、外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害の場合は損害補償金の対象外となります。
- ⑧当社が本項①に基づく補償金等の支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金等の支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 22 お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社にお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するに努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 23 オプショナルツアー及びクラブメッドでのスポーツアクティビティ

- ①当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行（以下「当社企画のオプショナルツアー」といいます）の第21項（特別補償）の適用については、当社は主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプショナルツアーは、パンフレット等で「実施：当社」と明示します。

- ②オプショナルツアーの実施者が当社以外の現地法人等である旨を「パンフレット」で明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客さまに発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対しては、同行の規定に基づき損害補償金を支払います。但し、当該オプショナルツアーの実施に係る企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプショナルツアーが実施される現地法人及び当該実施者の定めに従います。
- ③当社は「パンフレット」等で「クラブメッドでのスポーツアクティビティ」等として可能なスポーツ等を記載した場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

## 24 旅程保証

- ①当社は次左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①②で規定する変更を除きます）は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次左右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項①の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません（ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）。
  - ②旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
  - ③いざし
  - ④労働糾葛
  - ⑤官公署の命令
  - ⑥欠航、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - ⑦遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  - ⑧旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置
- ②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかると変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③本項①の規定にかかわらず、当社が旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- ④当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集「パンフレット」に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）	1.0%	2.0%
④募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した出発空港又は到着空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧募集「パンフレット」又は最終日程表に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①〜⑧に掲げる変更のうち募集「パンフレット」又は最終日程表のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。  
注2:④又は⑤に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。  
注3:⑥に掲げる変更については、①〜⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。  
注4:④に掲げる運送機関の会社名変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

## 25 通信契約

- 当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より所定の伝票へ「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）」を条件に「電話、郵便、ファクシミリ」その他の通信手段による旅行のお申し込みを受けられる場合があります（受託旅行業者により当該取り扱いができない場合があります）。「通信契約」による旅行条件は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは一部が異なります。以下に異なる点のみご案内します。
- ①準拠する約款は、「当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に拠ります。
  - ②申し込みの際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
  - ③通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は、それを当社が承諾したときに成立します。また郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みの場合は、当社らが会員との旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立します。
  - ④通信契約での「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払い戻し義務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者の場合は契約解除の申し出があった日とします。
  - ⑤与信等の理由により会員の申し込みのクレジットカードでのお支払いが出来ない場合、当社らは通信契約を解除し、第15項①の①のみの取消料と同額の違約料を申し受けます。但し当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

## 26 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2008年8月1日を基準としています。また、旅行代金は、2008年8月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則または2008年8月1日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

## 27 その他

- ①お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- ②お客様のご便宜をはかるためみやげもの店等をご案内することもあります。お買物に際しましてはお客様の責任でご購入をしていただきます。
- ③当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ④当社が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、「パンフレット」の表紙等に記載している発着港を出発（集合）してから、当該空港に着着（解散）するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間を、普通運賃または「パンフレット」等に記載の追加料金（または無料）で利用する場合、この部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- ⑤当社の企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイル・サービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社にて行なっていただきます。また、利用航空会社の理由によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何に関わらず当社は第19項①ならびに第24項①の責任を負いません。
- ⑥お客様が旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されるときには、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行替えのほか、宿泊機関等への氏名訂正が必要となります。この場合、運送・宿泊機関の事情により、氏名訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の取消料をいただきます。自身で運搬していただく場合があります。
- ⑦当社は募集型企画旅行契約特別補償規定に従い、ご旅行中に事故が発生しお客様が損害を被られた場合、一定の範囲で補償させていただきます。但し、傷害や疾病の際の治療費などは補償いたしません。万の際にも安心な海外旅行傷害保険へのご加入をお勧めいたします。お問い合わせお申し込みは、取り扱い旅行会社にご相談ください。

# 海外ツアーのご案内とご注意

楽しい旅行のために知っておいていただきたい情報です。お申し込みいただく前に、旅行条件と合わせて必ずお読みください。

## ●お申し込み

●ご予約いただく際のご注意—お名前は、パスポートに記載(又は予定)のつづりを正確にご記入ください。  
航空会社によっては—文字遣ったただけでも予約が無効となる場合があります。

渡航先(国又は地域)によっては、外務省渡航情報など旅行者の安全に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に、取扱店にてご確認ください。

## ●ツアー催行

●本パンフレット掲載のツアーの最少催行人数は2名です。お申し込みコースのご旅行が催行されない場合、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日の出発については、ご出発の34日前までに、その他の出発日についてはご出発の24日前までにご連絡いたします。  
●混雑状況により、宿泊の制限やチェックインの不可日が設定される場合もございます。設定は変動いたしますのでお問い合わせください。

## ●渡航手続き

お客様は旅行参加時に以下の有効期間が残っている旅券および査証が必要です。現在、お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これらの手続きの代行については、取扱店が渡航手数料金をいたたいてお受けします(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館等にお問い合わせください。)

国名	パスポートの必要有効期間	査証の要・不要
マレーシア	入国時6か月以上	3か月以内の滞在は不要
タイ	入国時6か月以上	30日以内の滞在は不要
インドネシア	入国時6か月以上	短期訪問ビザが必要
シンガポール	入国時滞在日数+6か月以上	14日以内の滞在は不要
モルディブ	経由国の条件に準じます。 ●シンガポール経由 入国時6か月以上 ●スリランカ経由 入国時6か月以上 ●マレーシア経由 入国時6か月以上	30日以内の滞在は不要
タヒチ	入国時3か月以上 ※毎月1か月未満の方は、再申請をお願いします。	30日以内の滞在は不要
オーストラリア	帰国時まで有効なもの	必要
モーリシャス	入国時滞在日数+6か月以上	3か月以内の滞在は不要

(2008年8月現在)

## ●ご旅行代金について

- 旅行代金及びクラブメッド会員費は税込となります。
- 記載の旅行代金は、特に表示のない限り2人部屋を2人でご利用いただき、航空機はエコノミークラス席をご利用の場合、大人お1人分の旅行代金です。
- 航空運賃は特別航空運賃(11歳以下/包括旅行運賃)を適用します。
- 各年齢ごとの表示された代金の適用基準は、旅行開始日当日の年齢です。
- 渡航先(国又は地域)によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港諸税(出入国税、空港施設使用料等)の支払が義務付けられていますが、本パンフレット掲載のツアーには特に記載のある場合を除き、日本国外の空港諸税が含まれています。
- 記載の旅行代金には、日本国内の空港施設使用料及び燃料サーチャージ(運送機関の課す付加運賃・料金)は含まれておりません。燃料サーチャージとは、燃料原価水準の異常な高騰に伴い、航空会社が当該燃料費の一部を燃油価格が一定の水準に戻るとまでという期間を定めて、国土交通省に申請し認められるものであり、航空旅客に対して一定に課せられるものです。各発着空港の施設使用料と燃料サーチャージ(運送機関の課す付加運賃・料金)を別途お申し込みの取扱店に旅行代金と併せてお支払いいただけます。パンフレットにはお支払いいただく燃料サーチャージの目安額として2008年9月1日現在の料金を記載しておりますが、燃料サーチャージ(運送機関の課す付加運賃・料金)が新設・廃止又は増額・減額された場合、収受額が変更になる場合がございます。収受額が増額・新設された場合には不足分をお支払いいただきます。廃止された場合は減額分をご返金します。確定した収受額はご旅行ご出発の約1ヶ月前に決定し、ご案内いたします。また、最新の収受額は当社WEBサイト(<http://www.clubmed-jp.com/oil/>)でもご確認ください。
- ハワイ・ビンタラのツアーについては、インドネシア入国時に短期訪問ビザが別途現地にてかかります。詳しくは取扱店にてご確認ください。

成田空港(大人2,040円/2歳以上の子供1,020円)、中部国際空港(大人2,500円/2歳以上の子供1,250円)、関西国際空港(大人2,650円/2歳以上の子供1,330円)、並びに福岡空港(大人945円、2歳以上の子供472円)の各空港旅客サービス施設使用料を別途、お申し込みの取扱店に旅行代金と併せてお支払いいただきます。ただし、予告なく上記使用料が増額される場合や上記以外の空港にも新設される場合があります。その場合にも取扱店にて別途お支払いいただきます。

## ●クラブメッド会員について

- クラブメッドをご利用の際には、会員になつていただけます(特別な会員資格はございません)。
- 新規入会の方は、お申込金と一緒に入会金と初年度年会費の合計をお支払いください。  
●入会金お1人につき大人3,000円/子供(4-11歳)1,500円  
●年会費お1人につき大人3,000円/子供(4-11歳)1,500円  
※4歳未満の会員費は無料です。
- 会員の確認は、最終日表とともに、各会員にお渡りするメンバーズ(ウチナー)の番号(会員番号)によって行われます。次回のご旅行までお手元にお持ちください。
- 入会金は1回お納めくだされば、次年度以降の再支払いは不要です。年会費の有効期間はご旅行ご予約日から1年間です。年会有効期間を終了して、会員未更新のままクラブメッドのご利用はできません。有効期間満了日以降にご予約された場合も、新たに更新すること年会費が必要となります。
- 会員登録に必要となりますので、ご旅行のご予約時に氏名(パスポート表記通りのもの)・生年月日・住所をお知らせください。
- クラブメッドは搬送費用保険に加入しています。
- クラブメッドリゾート内で受傷し、治療のため緊急に帰国が必要になった場合の搬送費用を負担します。この保険の適用には契約保険会社の査定、承認が必要となります。疾病は適用外となります。

## ●お部屋・宿泊について

- クラブメッド、およびクラブメッド以外のホテルでは、原則として1部屋を2人でご利用いただけます。
- お1人でご参加の場合  
お1人部屋利用となり、所定の1人部屋追加料金が必要となります。ただし、混雑時には1人部屋使用のご希望に添えない場合があります。他の方との相部屋はお受けできません。
- 3人以上の奇数人数でご参加の場合  
奇数人数のうちお1人については、お1人部屋利用となり、所定の1人部屋追加料金が必要となります。クラブメッド以外のホテルでは、1人部屋は原則としてシングルルームとなります。ただし、混雑時には1人部屋使用のご希望に添えない場合がありますので、お問い合わせください。
- 12歳未満のお子様のお1人部屋利用はできません。
- コネクティングルームのご利用について  
本パンフレットに掲載されているクラブメッド・リゾートでは、コネクティングルーム(隣り合わせの2つのお部屋が中扉でつながっているものを指します)をご利用いただけます(廊下を除く)。コネクティングルームのご利用は、12歳以上の方がお1人以上含まれることと条件となります。ご利用人数、年齢別の組み合わせおよびルームタイプによってご利用いただけません。コネクティングルーム最大利用

人数は、各リゾートによって異なります。クラブメッド以外の宿泊ツアーのホテルにはコネクティングルームはありません。詳しくはお問い合わせください。

- お部屋割について  
グループ、ご家族等の参加で2部屋以上をご利用の場合、隣同士、またはお近くのお部屋をご用意できない場合や同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
- お部屋のベッドタイプについて  
2人部屋には、ベッド2台の「ツインベッドルーム」や大型ベッド1台の「ダブルベッドルーム」等がありますが、ベッドタイプの希望はお受けできません。
- お部屋の備品について  
クラブメッドでは、原則としてお部屋に歯ブラシ・スリッパのご用意はありませんので、日本からお持ちいただくことをお勧めします。また、旅行先の宿泊施設では、洗剤による水質汚濁を防ぐため、特にご希望のない限りベッドシーツやタオルの交換を行わない場合があります。タオル交換をご希望の場合には、タオルを床に落としておく等の意思表示をさせていただきます。
- クラブメッドのお部屋は、(スタッフがなく、通着シャワーのみのお部屋となります。
- 「バスマンション」など現地でも通常のプレンゼン・サービスは、必ず現地でのご案内を取ってください。日本に帰国後のご提供・ご返金は一切できませんのであらかじめご了承ください。また、ご提供がない場合は必ず現地フロントにお申し出ください(但し、プレンゼンの内容は予告なく変更になる場合があります)。
- 現地でお部屋に余給がある場合、有料でチェックアウト時間以降もお部屋をご利用いただけます。

クラブメッド、およびクラブメッド以外のホテルでは、国際電話等滞在中の個人的なお支払い用として国際クレジットカード、または現金でのデポジット(保証金)を求められることがありますので、国際クレジットカードをお持ちになることをお勧めします。

## ●クラブメッドの宿泊について

- 「延泊受付」表記のあるコースについては、お客様のご希望にあわせてクラブメッドでの延泊を承ります。
- 各コースに記載の合計日数は、日本出発日より延泊分を含め日本帰着日までの旅行日数です。
- 出発地・コースによっては、復路のフライトの遅航日が続いているために、ご希望に添えない場合があります。お申し込みの際にご確認ください。

延泊は、ツアーお申し込みの際にお申し出ください。現地での延泊は承っておりません。

## ●航空機、その他の交通機関について

- スケジュール表記のある記号：✈—航空機、🚢—船での移動を表します。
- 出発便/帰国便、および各都市/各都市間の航空便は、経由地、または乗継地となり、必ずしも最速な時間帯を選べない場合があります。また、記載の経由地、乗継地が他の場所に変更になる場合があります。いずれの場合も旅行代金に変更はありません。確定航空便は日本出発前にお渡しの最終旅行日程表でお知らせします。アジア(バンコク)においてエンタラオス島の、シンガポール空港—フェリーターミナル(往復)の乗り継ぎの際は現地係員がご案内しますが、その他の乗り継ぎでは国際線—国内線または国際線—国内線の乗継はお客様ご自身で行っていただきます。
- 運輸機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など、また、これらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮および観光面の変更、削除などがある場合があります。このような場合、責任を負いかねます。当初日程に従った旅行サービスが提供できるよう努力いたします。
- 航空機の座席配列や空港での個人チェックインはご希望できません。グループ・カップルの方でも隣り合わせにならない場合があります。例えば、ジャンボ機(B747)の場合は3・4・3の座席配列のため、通路をはさんで、前後の座席になる場合があります。エコノミークラス席をご利用の場合の遅延、前倒し、並び順のご希望はお受けできません。
- ベアシート予約の対象コースでは、日本発の国際線区間については、ベアシート(隣り合わせの席)をご用意いたします。直前の機材変更や手配上の理由により、隣り合わせの席をご用意できない場合がありますが、その際には、カップルにつき5,000円を、ご旅行終了後に返金いたします。
- 利用予定航空会社として、2つ以上の航空会社を併記している場合、航空会社の希望はお受けできません。
- 観光および空港等—クラブメッド(またはクラブメッド以外のホテル)間の送迎で利用するバスは、ツアー参加者が小人数の場合、セダン/バン/ミニバスとなる場合があります。また、他のコースや他のツアーでご参加のお客様と同じバスとなる場合があります。この場合、空港などからの送迎で30分程度お待ちいただく場合があります。
- 乳児代金を適用するお子様については、航空座席の用意はございません。

各空港等での出国審査後等、現地係員がお客様のお話をできない場所で航空機等運送機関の発着時間の変更や連休等が生じる場合があります。その際には各運送機関の係員の指示に従ってください。原則として通関後の対応は各運送機関側となり、クラブメッドからのご案内はできません。

- 現金、貴金属、宝石類、コンピューター、カメラなどの貴重品、高価品、壊れやすい物、また常備薬、化粧品、コンタクトなどのお持ち物、お持ちしたことで日常生活に不都合が生じる物は委託手荷物として、お手元にお持ちください。万一破損、紛失などの損害が生じても、その責任を負いかねますのでご了承ください。
- マイレージサービスについて  
マイレージプログラムに関する登録、お問い合わせはお客様ご自身で航空会社へお問い合わせください。理由の如何に関わらずお客様が受けられる予定であったマイレージサービスが受けられなくなる場合、当社は責任を負うものではありませんのであらかじめご了承ください。
- 航空会社のサービスについては各航空会社のホームページをご参照ください。
- 国内線の乗継ぎについて  
●国内線のご予約はご旅行と同時に申し出ください。満席などの理由により座席が確保できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 国際線発着時刻より24時間以内に接続する便を当社にて決定いたします。乗り継ぎに最速な時間帯の利用をお希望出来ない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 羽田—成田間の交通費及び宿泊先への往復の宿泊費はお客様の負担となります。
- 当社募集型企画旅行の適用範囲は日程表に明記された国際線出発地の空港出発および、国際線到着地の空港到着までとなります。
- 国内線・国際線の乗り継ぎにおいて乗り遅れなどお客様に不都合が生じた場合、当社は責任を負いません。

## ●ビジネスクラス席のご利用について

- 「ビジネスクラス追加料金」表示のあるコースでは、所定の追加料金にて、ビジネスクラス席をご利用いただけます。このプランは、ビジネスクラスの座席及び機内サービスを受けていただくためのものであり、普通航空運賃適用時のビジネスクラス利用に含まれる。これら以外のサービスは適用となりません。
- 特に表示のない限り、ビジネスクラス席のご利用は原則として各出発空港—経由地を除く最初の到着地(往路)と最終出発地—経由地を除く帰着空港(復路)のみとなり、これ以外の区間はエコノミークラス席となります。
- 遅延、道路側面のご希望は予約時にお受けしますが、座席数によりご希望に添えない場合があります。また、直前の機材変更によりあらかじめおとりできていた席が変更となる場合があります。
- ビジネスクラス席ご利用時の乳児代金はお問い合わせください。
- 現地係員について  
●特に表示のない限り、添乗員は同行メンバーが旅行を円滑に実施するために、現地係員が空港、滞在先等での送迎や荷役(ドライバー)代行などがご案内する場合があります。オプショナルツアー等のご案内を行います。ただし、乗継空港では係員がおりま

- おで、お客様ご自身で手続きを行っていただきます(一部乗継地を除く)。また、空港によっては保安上の理由等で係員がチェックインのお手伝いをできない場合があります。この場合にも、お客様ご自身で手続きを行っていただくこととなります。
- 現地係員は原則として日本語を話しますが日本人とは限りません。また、乗継空港や空港等—クラブメッド(またはクラブメッド以外のホテル)間の移動の際のご案内は英語係員となる場合があります。
- クラブメッドではジーオー(現地クラブメッドスタッフ)がご案内いたします。但し、シフトによっては日本人スタッフが対応出来ない場合もあります。

## ●食事について

- スケジュール表に記載されている記号：🍴—お食事、🍷—機内食を表します。利用予定便のスケジュール変更により食事条件が一部変更となり、機内食が軽食となりました。提供されなくなる場合があります。いずれの場合も旅行代金に変更はありません。
- 旅行代金には各コース毎の日程表に明示した食事の料金、サ-ビス料が含まれております。ただし、お客様が注文された飲み物や追加利用に関わる費用はお客様ご自身のお支払いとなります。
- 到着日に夕食がキャンセルされている場合でも、航空機等の遅延により軽食になる場合があります。
- クラブメッドでのお食事はビュッフェとなります。また、相席が基本となります。航空機の遅延、天候などによりクラブメッドでの食事条件に変更が生じても返金はございません。
- 時間帯の目安  
●時間帯の目安は航空機等の発着時刻をもとにした目安の時間です。クラブメッド、および他のホテルを出發する時刻とは異なります。
- 利用航空機などの時間帯の目安は2008年8月1日現在の2008年11月1日以降のスケジュールをもとにしています。
- ディテイクラについて  
ディテイクラでは、2・3歳のお子様を有料でお預かりします。  
クラブメッド泊(1名様)につき、5,000円  
●ご利用には予約が必要です。  
・事前予約のお取扱  
定員がご定員の事前予約をお勧めします。ご旅行ご予約時にお取扱店にてお申し込みください。  
事前予約の場合は、クラブメッド全宿泊日数のご予約のみとなり、ご出発前に旅行代金ともにお支払いいただけます。ただし、最終日チェックアウト後に引き続きご利用をご希望される場合は、別途現地にてご予約・お支払いが必要となります。ご旅行ご出発後の変更・取消しは出来ません(ご利用の会場も払い戻しはございません)。  
・現地予約のお取扱  
空き状況によっては、現地でお申し込みによる1日・半日単位のご予約が可能です。お支払いは現地にてお願いいたします。ただし、定員がご定員を超えてご利用いただけない場合がございます。空き状況については、現地到着後にご確認ください。
- 現地で健康保険証などの書類で年齢を確認させていただく場合がございます。

## ●クラブメッドのアクティビティについて

- クラブメッドによっては、お子様の年齢によりご参加いただけないアクティビティ(あるいはミニ・ジュニアクラブ参加時のご参加いただけないアクティビティ)があります。詳しくは現地にてご確認ください。
- クラブメッドリゾートの各種アクティビティ、ミニクラブなどはグループでのご案内となり、団体行動となります。特別な医療的管理が必要なお客様など、団体での世話、ご案内が難しいお客様は、クラブメッドリゾートの必要により、安全上の理由でお話を断らせていただきます。
- 天候などによりアクティビティが中止になる場合がありますが、返金はございません。
- 後泊プランについて  
●追加料金に含まれるものは、シンガポール(又はバンコク又はクアラルンプール)での宿泊(朝食付き)並びにディユース(20:00まで)、空港—ホテル間の送迎。
- 後泊プランには食事は付いておりません。
- ホテル、客室エレベーター及びベントパトの指定はできません。
- 0-3歳はホテルでのベド並びに朝食はおりません。
- 後泊プランは1泊のみ追加いただけます。現地での延泊はできません。
- オプショナルツアーについて  
●オプショナルツアーは現地旅行会社又は、クラブメッド運営会社等が実施し、当社が実施するものではありません。取消料などは、取消料条件は、現地旅行会社等が定めるものが適用となりますので、現地にてご確認ください。
- オプショナルツアーはクラブメッド以外のお客様と一緒にしていただく場合があります。
- クラブメッド運営会社  
ハワイ:P.T.Bali Holiday Village   ブータン:Holiday Villages of Thailand Ltd.  
ビタラ:P.T.Straits CM Village   チェライビーチ:P.Holiday Villages of Malaysia SDN.BHD.   モルディブ:Maldvian Holiday Villages Limited  
タヒチ:Societe Polyneesienne Des Villages Des Vacances  
リンデマツ:Holiday Village Australia Pty, Ltd.  
モーリシャス:Holiday Village Management Services Mauritius, Ltd.

## ●その他

- クラブメッドは旅行商品(宿泊プランやパッケージ等を含む)、募集型企画旅行です。
- 渡航先により、「外務省海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に取扱店より「海外危険情報に関する書面」をお渡します。
- 又、「外務省海外安全ホームページ」:<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>「で必ずご確認ください。
- 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」:<http://www.forth.go.jp/>にてご確認ください。
- 渡航先(特に、インドネシア、マレーシア、タイなど、東南アジアの僻地)では、蚊などの虫が多い場所もありますので、マリア等の感染症予防のために、殺虫剤、虫除けスプレーなどをお持ちになり、また特に夜間には肌の露出の少ない衣服を着用することをオススメいたします。
- クラブメッド・チェライティンビーチのリゾート前のビーチは、潮の流れが速く、遊泳には適していません。
- クラブメッド・リンデマツのリゾート前のビーチは、岩場となっており、遊泳には適していません。
- 記載内容について  
このパンフレットの内容は、特に表記のない限り、2008年11月1日—2009年4月21日出発まで有効です。ただし、スケジュール、およびその他の料金、記載内容が変更となる場合がありますので、「最終日程表」にてご確認ください。また、本パンフレット掲載の旅行代金に関するパンフレットに記載されている税引については、法定改定より変更となる場合があります。お客様がホテル施設などの情報はホテル側の事情により、予告なく変更となる場合があります。
- 旅行保険  
旅行先で病気やけがをした場合、治療費や家族が救済に向かうための航空運賃の費用が高額となります。又、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難です。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分額の海外旅行保険に加入することを勧めます。海外旅行保険については取扱店にお問い合わせください。
- 個人情報取り扱いについて  
当社及び取扱旅行会社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様と連絡のため利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行先にて送迎・宿泊機関等の提供サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。この他、および旅行商品の開発のためのマーケティング分析や、当社の旅行商品の案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

# お申し込みの前に必ずお読みください—クラブメッド国内旅行条件書 **Club Med**

## 1 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は「本フレット」とあわせて旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、韓国クラブメッド(国土交通大臣登録旅行業第536号以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを行います。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3)旅行契約の内容・条件は、本フレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます)及び当社旅行業契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

## 3 旅行のお申し込みと契約の成立

- (1)当社又は当社の受託営業所(以下、「当社ら」といいます)にて所定の申込書に所定の事項を記入の上、下記申込金を添えてお申し込みいただきます。申し込み金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らがその予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するとします。

旅行代金(お1人様)	申込金(お1人様)
15万円以上	旅行代金の20%
10万円以上15万円未満	30,000円
5万円以上10万円未満	20,000円
2万円以上5万円未満	10,000円
2万円未満	5,000円

- (2)当社らは電話等の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けます。この場合、契約は予約の時点では成立していません。当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込書の提出と申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (4)当社らは、団体、グループを構成する旅行者の代表として、契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)クラブメッドに未入会の方は会員になっていただきます。お旅行ご予約時に手続きをお願いします。  
入会金:大人3,000円/子供(4-11歳)1,500円(初回のみお支払いいただきます)  
年会費:大人3,000円/子供(4-11歳)1,500円(旅行のご予約成立日より1年間有効)  
4歳未満のお子様の入会金:年会費は無料です。  
会員登録に必要になりますので、ご旅行のご予約時に氏名(パスポート表記通りの名)・生年月日・ご住所をお知らせください。

- (6)申し込みの際、当社らがお申し込みの理由を旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様がウェイトイング状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様がウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をさせていただきます。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。この場合、ウェイトイングコースの契約成立の時期は、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。ただし、当社らが予約可能となった旨を通知する前に、お客様よりウェイトイング登録の解除の申し出があった場合、または、お待ちいただける期限までに結果として予約ができなかった場合は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
- (7)ご申し込みのお申し込み条件、ご出発日の14日前までとなります。

## 4 お申し込み条件

- (1)20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。75歳以上のの方は健康アンケートの提出をお願いします。場合によってはご参加をお断りさせていただきます。お同伴者の同行を条件とする場合があります。
- (2)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中など特別な配慮を必要とする方はその旨予約前にお申し出ください。当社ら可能かつ合理的な範囲内で対応いたします。慢性疾患をお持ちの方、現在健康を害しておられる方、障害をお持ちの方、妊娠中の方は「お伺い書」の提出をお願いします。場合により、医師の健康診断書を提出していただきます。いずれの場合も、旅行の安全かつ円滑な実施のためにご同伴者、同行を条件とさせていただきます。お申し込みをお断りする場合があります。
- (3)特定の旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4)当社は、本項(1)の(3)の場合で、お申し込みをお断りさせていただいた場合や、お同伴者の同行等を条件とさせていただいた場合は、(1)の(3)はお断りした日、(2)はお申し出の日、(3)はそれと原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (7)その他当社の業務上の都合があるときにはお申し込みをお断りすることがあります。

## 5 契約書面と最終日程表の交付

- (1)当社らは旅行契約の成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービス内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は本フレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報に記載した最終日程表を速くとも旅行開始日の前日までににお渡します(原則として旅行開始日の10日前から5日前にはお渡しよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡します)。

## 6 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前日までに指定する期日までににお支払いいただきます。また、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までににお支払いいただきます。

## 7 お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは、募集広告または本フレットに「旅行代金」として表示した金額(プラス「追加代金」として表示した金額)マイナス「割引代金」として表示した金額)をいいます。この合計金額は、第3項の「申込金」、第14項(1)の①の(ウ)「取消料」、第14項(1)の②の(ウ)「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

## 8 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃(このうち航空運賃については、包括運賃<I/T/ITS>を適用します)。
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間。ただし、旅行日程に、「お客様負担」と表記している場合を除きます)。
- (3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料等)。
- (4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税、サービス料金(本フレット等に特に別途の記載がない限り、バスまたはシャワー・付の2人部屋を大人2人で利用することを基準としています)。
- (5)旅行日程に明示した食事の料金及び税、付の2人部屋(本フレットに記載されている無料で提供される飲み物以外の飲み物代は含まれません)。
- (6)添乗員付コースの添乗員の旅行費用。  
上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

## 9 旅行代金に含まれないもの

- 前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
  - (1)超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
  - (2)クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップその他追加飲食等個人の性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
  - (3)ご希望のみな参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の代金。
  - (4)日本国内における自宅から発着空港集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊代金

## 10 追加代金と割引代金

- (1)第7項(ウ)「追加代金」は以下のものをいいます(あらかじめ「旅行代金」の中に入れて表示した場合を除きます)。
  - ①お1人部屋を使用する場合の追加代金
  - ②「本フレット」等で当社が「延泊プラン」と称するクラブメッドの宿泊延長のための追加代金
  - ③その他「本フレット」等で「追加代金」と称するもの
- (2)第7項(ウ)「割引代金」は「本フレット」等で「割引代金」等と称するものをいいます。

## 11 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

## 12 旅行契約内容の変更

- (1)利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常予想される程度を大幅に超えて改定される場合においては、当社はその改定金額の範囲内で旅行代金の額を変更いたします。
- (2)当社は本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (3)当社は本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (4)当社は、旅行実施に要する費用の減少に伴う契約内容の変更または前項の規定に基づき旅行の実施に要する費用の増加に伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものは除きます)がなされたときは、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 13 お客様の交替

お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社らに提出していただきます。ご際、交替をお受けする手数料としてお1人様1件につき10,000円をいただきます。また契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があったときに効力を生じ、以後旅行開始上の地位を譲り渡した方が、この旅行に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

## 14 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前
  - ①お客様の解除権・払戻し  
お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は当社の営業時間内にお受けします。

パッケージプランの場合

旅行契約の解除日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日まで	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日より8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日より2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の100%

宿泊プランの場合

旅行契約の解除日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より旅行開始日の前日	旅行代金の20%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後および無連絡不参加	旅行代金の100%

- (ウ)お客様は次にいすけに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。
  - ⑧第11項に基づき旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の別表左欄に掲げるもの、またはその他の重要なものである場合に限りま。
  - ⑨第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
  - ⑩天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
  - ⑪当社がお客様に対し、第5項の2に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
  - ⑫当社の責に帰すべき事由により「本フレット」に記載した旅行日程にしたがって旅行実施が不可能となったとき。

(ウ)当社は本項(1)の①の(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の①の(ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻します。

- (2)当社の解除権・払戻し
  - ①お客様が第6項(1)に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
  - (ウ)の各に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
    - ③お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - ④お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に認められないと認められたとき。
    - ⑤お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき。
    - ⑥お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
    - ⑦お客様が旅行開始日に記載した最少権限人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にご連絡をいたします。
    - ⑧「スキー」を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれきわめて大きいとき。
    - ⑨天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において「本フレット」に記載した旅行日程にしたがって旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれきわめて大きいとき。

(ウ)当社は本項(1)の①の(ウ)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻しいたします。

(2)旅行開始後

- (1)お客様の解除・払戻し
  - ①お客様の都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (ウ)旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集「本フレット」に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を解除することができます。この場合、当社ら旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分を払戻します。

(2)当社の解除・払戻し

- (ウ)旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
  - ③お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に認められないと認められたとき。
  - ④お客様が旅行を安全且つ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わないなど、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ円滑な実施を妨げるとき。
  - ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において旅行の継続が不可能になったとき。
- (ウ)解除の効果及び払戻し  
本項(1)の②の(ウ)に記載した事由で旅行契約の解除が行われたときは、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社ら当該サービス提供者を差し引いた額はこれらを支払うべき取消料・違約金その他の名目による費用を差引引いて払戻します。
- (ウ)本項(1)の②の(ウ)の③、④により当社が旅行契約を解除したときは、お客様お求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- (ウ)当社が本項(1)の②の(ウ)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社にお客様とお客様の関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務に関しては、有効な弁済がなされたものとして。

## 15 旅行代金の払戻の時期

当社は、「第12項(3)(4)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」においてお客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しはあつては、解除の翌日から7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては「本フレット」に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻します。

## 16 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、団体で行動するときは、旅行を安全且つ円滑に実施するための当社の指示にしたがっていただきます。

## 17 添乗員

特に記載のない限り、添乗員は同行いたしません。

## 18 当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあつて、当社又は当社が手配を代行させたもの(以下、「手配代行者」といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りま。
- (2)お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合に於いては、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社あるいは当社の手配代行者の過失が証明されたときは別の限りではありません。
  - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ②日程の変更もしくは旅行の中止
  - ③官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ④自由行動中の事故
  - ⑤自由行動中  
⑥盗難

(併)運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

(3)手荷物については生じた本項1)の損害規定につきましては、本項1)の規定にかかわらず損害発生の日から起算してさかのぼって14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、お1人様につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

## 19 お客様の保護

当社は、お客様が疾病、傷害等により、保護が必要と認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。当該措置に要した費用はお客様にお支払いいただきます(当社の責に帰すべき事由によるものを除く)。

## 20 特別補償

- (1)当社はお客様が当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被害を受けた一定の損害について旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2~20万円、通院見舞金として通院日数により1~5万円、携行品にかかるとる補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については当該日にお客様が被害を受けた損害について、特別補償規定に基づく補償金及び見舞金の支払いを行います。なお、「企画旅行参加中」又は「出発空港」の交付終了時、搭乗乗車手続完了時または宿泊施設入場時から最後の運送機関等で乗客のみが入場できる区域からの退場時、降車時、または宿泊施設からの退場時までをいいます。
- (2)前(1)の損害については当社が第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3)前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第21項(1)の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金およびなされる補償金を含む)に相当する額だけ減額します。
- (4)お客様が企画旅行中に被災された損害が、お客様の故意、過失、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽量動力機操縦、ジヤイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の「特別補償規定」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該事故が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の範囲の一部として取り扱います。
- (6)当社は、現金・有価証券・クレジットカード・クーポン・航空券・パスポート・コンタクトレンズ等の当社外に設定されている補償対象除外品のほか、以下に定めるものも補償対象外品とさせていただきます。

宝石・貴金属類(ただし、原則的に腕時計・眼鏡等のうち日常で常用的に使用されているものを除きます)、パソコン及びこれらの付属品・各種データ、運転免許証、査証、預金証書または貯金証書(通帳及び現金自動支払機用カードを含みます)その他これらに準ずるもの。

- (7)補償対象品の置き忘れ又は紛失、外観の傷傷であって機能に支障をきたさない損害の場合は損害賠償金の対象外となります。
- (8)当社が本項1)に基づく補償金等の支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であってももう一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金等の支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

## 21 お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 22 オプションツアー及びクラブメッドでのスポーツアクティビティ

- (1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行(以下当社企画の「オプションツアー」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は主たる企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーは、(インフラ等)等「実施」当社」と明示します。

# 国内ツアーのご案内とご注意

### ツアー催行

最少催行人員:2名

### クラブメッドからのご案内

ご出発の日前より、最終日程表をお申し込み店を通してお届いたします。但し、多客時はご出発間際となる場合があります。

### ご出発当日

最終日程表に記載の集合場所へ所定の時間に集合ください。集合時間は、通常ご利用航空便出発の1時間前となります。

### クラブメッド会員について

●入会金は1回お納めください。次年度以降の再支払いは不要です。年会費の有効期間はご旅行ご利用日から1年間です。会員有効期間を終了して、会員未更新のままクラブメッドのご利用はできません。有効期間満了日以降にご予約された場合も、新たに更新費として年会費が必要となります。

●新規に入会の場合には最終日程表とともに、また更新の際には更新後に、12歳以上の方にはメンバーズ(バチャー)をお届いたします。次回のご旅行までお手元にお持ちください。

●会員の確認はメンバーズ(バチャー)の番号(会員番号)によって行われます。

●クラブメッドは搬送費用保険に加入しています。

●クラブメッドリゾート内で受傷し、治療のため緊急に帰国が必要になった場合の搬送費用を負担します。この保険の適用には契約保険会社の査定、承認が必要となります。疾病は適用外となります。

### お部屋、宿泊について

●グループ、ご家族でのご参加で2部屋以上をご利用の場合、現地事情によりお隣、又は近くのお部屋をご用意できない場合や同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。

●お部屋のグレードアップ及び1名1室利用の場合は、クラブメッド全泊数分の追加料金が必要となります。

●お1人様でご参加の場合、相部屋のご利用はお受けできません。この場合、1名1室利用追加料金をお申し込みします。

●出発地・出発日・旅行行程などが異なる方同士の間室利用はお受けできません。

●安全上、12歳未満のお子様のみでの1部屋利用はお受けできません。

●コネクティングルームの利用の場合、人数によってはご利用いただけない場合がございます。

●「バスマンションメント」は、必ず現地にてお受けください。帰国後のご提供・ご返金は一切できませんので予めご了承下さい。また、ご提供がない場合は必ず現地フロン

- (2)オプションツアーの実施者が当社以外の現地法人等である旨を(インフラ等)で明示した場合は、当社は、当該オプションツアー参加中にお客さまに発生した第20項(特別補償)で規定する損害については、同行の規定に基づき損害補償金を支払います。但し、当該オプションツアーの実施に係る企画者の責任及びお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが実施される現地法人及び当該実施者の定めに拠ります。
- (3)当社は(インフラ等)で「クラブメッドでのスポーツアクティビティ等」として可能なスポーツ等を記載した場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害については、当社は第20項の特別補償規定は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

## 23 旅程保証

- (1)当社は次左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②で規定する場合を除きます)は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません(ただし旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋等その他の諸設備の不足が発生したときによる変更の場合は変更補償金を支払います)。
  - ①天候
  - ②自然災害
  - ③暴動
  - ④官公署の命令
  - ⑤欠航、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止
  - ⑥遅延・不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にらぬ運送サービスの提供
- (2)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- ②第14項の規定に基づく旅行契約が解除されたとき当該解除された部分にかかわらずの変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)本項(1)の規定にかかわらず、当社が旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また旅行者1名に対してひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (4)当社はお客様のご同意を得て金額による変更補償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のみの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集(インフラ等)に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した出発空港又は到着空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦募集(インフラ等)又は最終日程表に記載した宿泊機関の客室の種類の変更、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑧上記の①~⑦に掲げる変更のうち募集(インフラ等)又は最終日程表のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。  
注2:①又は②に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。  
注3:③に掲げる変更については、①~⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用します。  
注4:④に掲げる運送機関の会社名変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

トにお申し出ください(但し、プレゼントの内容は予告なく変更になる場合があります)。

●現地でお部屋に余裕がある場合、有料でチェックアウト時間以降もお部屋をご利用いただけます。

### 現地サービスについて

●クラブメッドは(インフラ等)日本人・外国人クラブメッドスタッフ)がご案内いたします。

### お食事について

●クラブメッドでのお食事はビュッフェとなります。また、相席が基本となります。航空機の遅延、天候などによりクラブメッドでの食事条件に変更が生じても返金はございません。

### アクティビティについて

●天候などによりアクティビティが中止になる場合がありますが、返金はございません。

●クラブメッドリゾートの各種アクティビティ、ミニクラブなどではグループでのご案内となり、団体行動となります。特別な医療的管理が必要なお客様など、団体でのお世話、ご案内が難しいお客様は、クラブメッドリゾートの方針により、安全上の理由で参加をお断りさせていただきます。

### 航空機、その他の交通機関について

●スケジュール表に記載されている記号:→は航空機、⇄はJRでの移動を表します。

●利用航空会社は変更になる場合があります。また、便の指定はお客様ができません。

●運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、またこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地、滞在時間の短縮及び観光内容の変更、削除等生じる場合はあります。このような場合責任は負いかねます。当初日程に従った旅行サービスをご提供できます様、手配努力いたします。

●航空機の席配列などで、グループ、カップルの方も隣り合わせにならない場合があります。

●空港・港~クラブメッド/ホテル間の送迎で利用するバスはツアーが少人数の場合セタン、1台、ミニバス等となる場合があります。

●交通機関においての送迎際、送迎席のご希望は事前に伺いいたしかねます。

●航空会社のサービスについては各航空会社のホームページをご参照ください。

### お申し込みについて

●本(インフラ等)記載の旅行商品は、出発日の14日前までお申し込みいただけます。

### オプションツアーについて

●オプションツアーは現地でお申し込みいただけます。現地にてクラブメッドスタッフにお申し出ください。料金は往復の交通費(一部を除く)、チップ、入場料、明記された食事代が含まれます。また、クラブメッド以外のお客様と一緒にいただく場合があります。天候、その他の事情によりスケジュールなどの変更、またはツアーを中止することがあります。

## 24 通信契約

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会社(以下「会員」といいます)より所定の広帯の「会員の署名として旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申し込み)を受けられる場合があります(受託旅行者により当該取扱いができない場合があります)。「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行条件」は、旅行条件と同一とは一部が異なる点、以下に異なる点のみご案内します。

- (1)準備上の契約は、「当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に拠ります。
- (2)申し込みの際、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は、それを当社が承諾したときに成立します。また郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みの場合は、当社が会員との旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立します。但し、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4)通信契約の「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払い又は払戻し業務を履行するべき日とし、前者は契約成立日、後者の場合は契約解除の申し出があった日となります。
- (5)与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いが出来ない場合、当社らは通信契約を解除し、第14項(1)の①の①の取消料と同一の違約料を申し受けます。但し当社が別途指定する期日まで現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

## 25 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2008年7月1日を基準としています。また、旅行代金は、2008年7月1日現在有効なものととして示されてはいる航空運賃・適用規則又は2008年7月1日現在国土交通大臣認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

## 26 その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物損失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様の便宜をはかるためみやげもの店等をご案内することもあります。お買物に際しましてはお客様ご自身の責任で購入していただきます。
- (3)当社はいかなる場合もお客様の再実施いたしません。
- (4)お客様の都合による便変更等の行程変更はできません。また、途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
- (5)当社の企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ・登録等はお客様自身で当該航空会社にて行っていただきます。また利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何に関わらず当社は第18項1ならびに第23項(1)の責任を負いません。
- (6)当社は募集型企画旅行契約特別補償規定に従い、ご旅行中に事故が発生しお客様が損害を被られた場合、一定の範囲で補償させていただきます。但し、傷害や疾病の際の治療費などは補償いたしません。万一の際にも安心な国内旅行傷害保険へのご加入をお勧めいたします。お問い合わせお申し込みは、取り扱い旅行会社にご相談ください。
- (7)当社は募集型企画旅行契約特別補償規定に従い、ご旅行中に事故が発生しお客様が損害を被られた場合、一定の範囲で補償させていただきます。但し、傷害や疾病の際の治療費などは補償いたしません。万一の際にも安心な国内旅行傷害保険へのご加入をお勧めいたします。お問い合わせお申し込みは、取り扱い旅行会社にご相談ください。

楽しい旅行のために知っておいていただきたい情報です。お申し込みいただく前に、旅行条件と合わせて必ずお読みください。

### おクラブについて

●クラブでは、2・3歳のお子様を有料でお預かりします。

●クラブメッド泊(1名様)につき、5,250円

●ご利用には予約が必要です。

●事前予約のお取扱

●定員がござりますので事前予約をお勧めします。ご旅行ご予約時にお取扱店にてお申し込みください。

●事前予約の場合は、クラブメッド全泊泊数分のご予約のみとなり、ご出発前に旅行代金とともにお支払いいただきます。ただし、最終日チェックアウト後に引き続きご利用をご希望される場合は、別途現地にてご予約、お支払いが必要となります。ご旅行ご出発後の変更・取消は出来ません(ご利用のない場合も払い戻しはございません)。

●現地予約のお取扱

●空き状況によっては、現地でお申し込みによる1日・半日単位でのご予約が可能です。お支払いは現地にてお願いいたします。ただし、定員がござりますのでご利用いただけない場合がございます。空き状況については、現地到着後にご確認ください。

●現地でご健康保険証などの書類で年齢を確認させていただきます場合がございます。

### 手荷物について

●現金、貴金属、宝石類、コンピューター、カメラなどの貴重品、高価品、壊れやすい物、または常備薬、化粧品、コンタクトなどでその物が破損、紛失したことでより日常生活に不都合が生じる場合は、別途現地にてご予約、お支払いが必要となります。万が一破損、紛失などの損害が生じても、その責任を負いかねますのでご了承下さい。

### クラブメッド運営会社について

●クラブメッド/カビラビーチ/サホロ運営会社は、株式会社 エス・シー・エムとなります。

### その他

●クラブメッド全旅行商品(宿泊プランを含む)は、募集型企画旅行です。

### 記載内容について

●客室設備やホテル施設などの情報はホテル側の事情により、予告無く変更となる場合があります。

### 個人情報取扱について

●当社及び取扱旅行会社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。お客様がお申し込みいただいた旅行について運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び申し込のサービスへの受領のための手続に必要な範囲で利用させていただきます。その他、よりよい旅行商品の開発のために必要と判断し、当社旅行商品の企画内容をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただきますことがあります。